

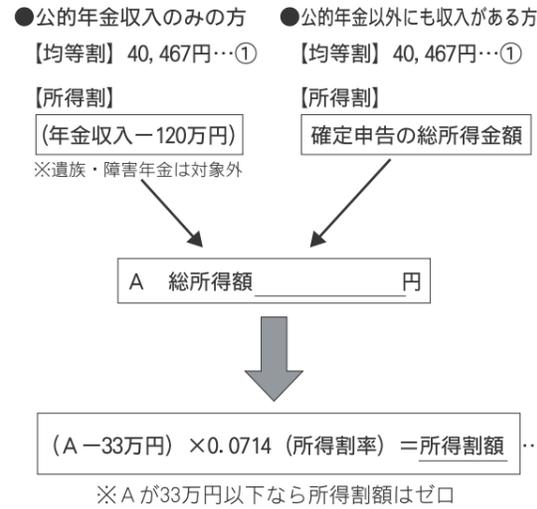
## Q. 保険料の計算方法は？



保険料は都道府県ごとに広域連合が一人一人の所得に応じて決めます。

保険料は、被保険者に人数割でご負担いただく部分（均等割）と、その方の所得に応じてご負担いただく部分（所得割）の合計額です。年金だけで決まるわけではなく、他の所得も含めた全体の所得に応じて決めます。

これまで、75歳以上の高齢者のうち多くの方は国民健康保険に加入し、国保税を納めていただきましたが、これが後期高齢者医療制度の保険料に切り替わるものです。また、これまで社会保険などの被扶養者であった方は、今回、新たに保険料をご負担いただくこととなりますが、急に負担が増えないよう、負担を軽減する措置を講じています。



★所得の低い世帯の被保険者は、均等割が軽減されます。

軽減割合	世帯の総所得金額 (被保険者と世帯主の所得の合計額)	均等割額
7割軽減	『33万円』以下の場合	(12,140円/年)
5割軽減	『33万円+24.5万円×世帯の被保険者数』以下の場合 ※被保険者が世帯主の場合は世帯主である被保険者を除いた数となります。	(20,233円/年)
2割軽減	『33万円+35万円×世帯の被保険者数』以下の場合	(32,373円/年)

※公的年金受給者のうち公的年金等控除後の所得から、さらに15万円を控除して計算します。  
※なお、基準となる額は、税制改正などにより今後変更される場合があります。

★平成20年3月まで、社会保険や共済組合などの被扶養者だった方は、期間限定の軽減措置があります。

期 間	保険料の負担	
	均等割額	所得割額
平成20年4月から平成20年9月まで	負担なし	負担なし
平成20年10月から平成21年3月まで	2,023円	負担なし
平成21年4月から平成22年3月まで	20,233円	負担なし
平成22年4月から	40,467円 (全額負担)	所得に応じて負担

保険料の  
決定通知書を送付します

本年度の保険料は、7月に確定しますので、決定通知書を7月中旬に送付する予定です。

4月から保険料が年金から天引きになっている方は、4月・6月・8月の3期分は、仮徴収額を納付していただき、10月から確定した保険料を納付していただきます。ただし、仮徴収額を納付していただく4月・6月・8月の3期分の保険料の増減額は、10月・12月・2月の3期分で調整します。

もっと知りたい!

## 後期高齢者医療制度

### POINT 後期高齢者医療制度のポイント

- 被保険者の一人一人が保険料を納めます。
- 高齢者の保険料は、医療給付費全体の1割です。
- 高齢者の保険料は、原則として年金からお支払いいただきます。金融機関などの窓口でお支払いいただく手間と、保険料徴収のための余分な経費を省くためです。
- 医療機関での窓口負担は、変わりません。

患者負担

公費(約5割) [国: 都道府県: 市町村 = 4:1:1]
高齢者の保険料 1割
後期高齢者支援金(現役世代の保険料) 約4割

75歳以上(一定の障害のある方は65歳以上)の方を対象とした後期高齢者医療制度が、4月1日からスタートしました。

国民みんなで高齢者の医療を支え、高齢者世代と現役世代とで医療にかかる費用を分かりやすく、全体で負担していくための新しい制度です。

しかし、「この制度について、よく分からない」「保険料の算定方法が知りたい」など、ご質問やご心配の声が寄せられています。

今回は、問い合わせが一番多かった保険料について説明します。

保健医療課医療係 ☎0824-73-1155  
税務課市民税係 ☎0824-73-1146

## Q. 保険料の納期は？



### 1. 平成20年3月まで国民健康保険に加入していた方

- 4月から、これまでの国民健康保険税に替わって、後期高齢者医療の保険料が原則として年金からの天引きになっています。

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年金からの天引き月	●		●		●		●		●		●	

※2カ月に1回、年金が振り込まれますので、保険料も2カ月分が天引きされています。

### 2. 平成20年3月まで社会保険や健康保険組合などに加入していた本人

- 本年度は、7月から9月の3期分を納付書や口座振替などで納付し、10月から2月までの3期分は年金からの天引きになります。

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付書などの納付月				●	●	●						
年金からの天引き月							●		●		●	

### 3. 平成20年3月まで社会保険や健康保険組合などの被扶養者であった方

- 平成20年4月から平成20年9月までの半年間は、保険料の納付はありません。平成20年10月から保険料が年金からの天引きになります。

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年金からの天引き月							●		●		●	